

## 医療適切な意思決定支援に関する指針

### 【基本指針】

人生の最終段階を迎えた際にその人らしい最期を迎えることができるよう、患者様ご本人の意思決定を基本として医療・ケアを抵抗します。

### 【人生の最終段階の定義】

人生の最終段階とは、患者様の状態をふまえ、医療・ケアチームにて判断します。例としては以下のものが挙げられます。

- ・がん末期のように、予後が数日から長くとも数か月程度と予測できる場合
- ・慢性疾患の急性増悪を繰り返し、予後不良に陥った場合
- ・脳血管障害の後遺症や老衰など、数か月から数年が余年と考えられる場合

### 【人生の最終段階における医療・ケアのあり方】

人生の最終段階とは、患者様自身の状態をふまえ、医療・ケアチームにて判断します。

・医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされ、それに基づいて患者様・ご家族様が多専門職種（医療・介護従事者）から構成される医療・ケアチームと十分な話し合いを行い、患者様による意思決定を基本としたうえで、人生の最終段階における医療・ケアを進めることが重要です。また、患者様の意思は変化しうるものであり、患者様が自らその都度示し、伝えられるような支援を医療・ケアチームは提供する必要があります。ご家族様等、信頼できる方も含めて話し合いが繰り返し行われることが重要です。

・人生の最終段階における医療・ケアについては、医学的妥当性と適切性を基に慎重に判断します。

・医療・ケアチームにより、可能な限り苦痛や不快な症状を緩和し、患者様・ご家族様への精神的・社会的な援助も含めた総合的な医療・ケアを行うことが必要です。

・生命を短縮させる意図をもつ積極的安楽死に関しては本指針では対象としません。

### 【人生の最終段階における医療・ケアの方針の決定手続き】

人生の最終段階における医療・ケアの方針決定は以下のものとします。

#### ① 患者様の意思確認が可能な場合

【人生の最終段階における医療・ケアのあり方】に基づき、患者様による意思決定を基本とします。

- ・自らの意思を伝えられない状態になる可能性もあるため、ご家族様も含めた話し合いを繰り返し行われることが必要です。

- ・この話し合いに先立ち、患者様は特定の家族等を自らの意思を推定する方として前もって定めておくものとします。

- ・このプロセスにおいて話し合った内容については、都度、診療録に記載します。

## ② 患者様の意思確認ができない場合

- ・ご家族様が患者様の意思を推定できる場合、その推定意思を尊重し、患者様にとっての最善の方法をとることを基本とします。

- ・ご家族様が患者様の意思を推定できない場合、患者様にとって何が最善であるかについて、患者様に代わるものとしてご家族様等と十分に話し合い、最善の方針をとることを基本とします。

- ・ご家族様等がない場合およびご家族様等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合、患者様にとっての最善の方法をとることを基本とします。

- ・このプロセスにおいて話し合った内容については、都度、診療録に記載します。

## ③ 複数の専門家からなる話し合いの場の設置

方針の決定に際し、ご家族様の中で意見がまとまらない場合や、医療・ケアの方針が決定できない場合は、患者様またはご家族様等の同意を得て、外部の専門家を交えて方針等について検討していきます。

2024年4月1日策定  
さかお訪問クリニック